

最新情報かわら版

かわら版をご覧のみなさんこんにちは。

1年で最も寒い2月です。体調管理にはくれぐれもお気をつけください。今月を乗り切れれば、暖かい春がやってきます。さて今月も前回と前々回に引き続き「相続税の節税対策」を紹介します。生命保険を活用した節税対策となります。今回は下和田が担当します。

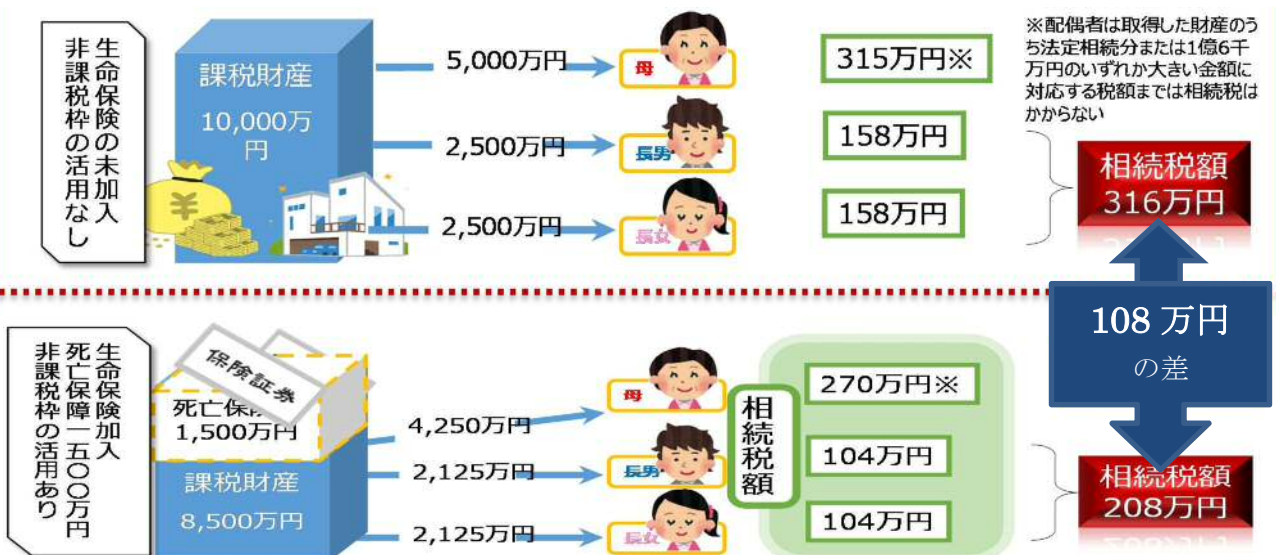
税法ニュース

第3回「生命保険活用による相続税対策」

前回までは、生命保険を活用した相続税対策スキームをご紹介させていただきました。今月は、ご存知の方も多いかと思いますが、生命保険の『非課税枠』を、ご紹介させて頂こうと思います。被相続人の死亡によって取得した生命保険金や損害保険金受取人が相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。）である場合、全ての相続人が受け取った保険金の合計額が次の算式によって計算した非課税限度額を超えると、その超える部分が相続税の課税対象になります。

$$500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$$

つまり、非課税限度額範囲内の生命保険金や損害保険金であれば、相続税の課税対象とはなりません。例えば、課税財産が 10,000万円 で法定相続人が配偶者と子2人であった場合、次のように生命保険の加入により相続税の負担が異なります。



このように生命保険の非課税限度額を利用することにより、相続税額を削減する事が出来ます。90歳まで無審査で加入できる保険もありますので、この機会に生命保険の活用を検討してみたいかがでしょうか？

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350